

西宮市地域交流室運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人デイサービスセンター等の社会福祉を目的とする事業を行う施設のうち、別表1に掲げる施設に併設されている地域交流室の安定的な運営及び充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的に、地域交流室の運営に関する事業費の一部を市が補助することに関し、必要な事項を定める。

(補助の対象及び補助金額)

第2条 この補助金の対象は、別表2に掲げる補助対象経費とする。

2 補助金の交付額は、予算の範囲内において別表2に定める基準額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(交付申請書に添付する書類)

第3条 この補助金の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書又は事業概要書
- (2) 補助金所要額調書(別紙1)
- (3) 補助金所要額内訳書(別紙2)
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 この補助金の変更交付申請書に添付する書類は、前項各号の書類に準ずるものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この要綱により交付される補助金は、地域交流室を運営するために必要な別表2に掲げる補助対象経費に充当すること。

(実績報告書に添付する書類)

第5条 この補助金の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助金精算書(別紙3)
- (2) 補助金精算内訳書(別紙4)
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年3月31日西宮市規則第81条)の規定によるものとする。

(別表1)

名称	位置
今津南デイサービスセンター	西宮市今津巽町7番10号
高須デイサービスセンター	高須町1丁目7番91号
小松デイサービスセンター	小松東町1丁目3番10号

(別表2)

補助対象経費	補助基準額
水道光熱費 修繕費 業務委託費 保守料	補助対象経費支出額に2分の1を乗じた額

付則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(別紙1)

平成 年度 地域交流室の運営に関する事業補助金所要額調書

(単位 円)

総事業費 A	補助対象経費 支出予定額 B	補助基準額 ($B \times 1 / 2$) C	所要額 D	備考

(注)

- 1 A欄については、「(別紙2) 地域交流室の運営に関する事業補助金所要額内訳書」のA欄の合計を記入すること。
- 2 B欄については、「(別紙2) 地域交流室の運営に関する事業補助金所要額内訳書」のB欄の合計を記入すること。
- 3 C欄については、別表2の補助基準額を算出して記入すること。
- 4 D欄については、Cの額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額を記入すること。

(別紙2)

平成 年度地域交流室の運営に関する事業補助金所要額内訳書

(単位：円)

区分	総事業費 A	補助対象経費支出予定額 B
事務費支出		
修繕費		
業務委託費		
保守料		
事業費支出		
水道光熱費		
合 計		

(注)

- 1 A 欄については、施設における別表2の補助対象経費の総額を記入すること。
- 2 B 欄については、A 欄の額のうち地域交流室にかかる経費を記入すること。

(別紙 3)

平成 年度 地域交流室の運営に関する事業補助金精算書

(単位 円)

総事業費 A	補助対象経費 支出済額 B	補助基準額 ($B \times 1 / 2$) C	所要額 D	交付決定額 E	選定額 F	受入済額 G	差引 過不足額 ($G - F$) H

(注)

- 1 A 欄については、「(別紙 4) 地域交流室の運営に関する事業補助金精算内訳書」の A 欄の合計を記入すること。
- 2 B 欄については、「(別紙 4) 地域交流室の運営に関する事業補助金精算内訳書」の B 欄の合計を記入すること。
- 3 C 欄については、別表 2 の補助基準額を算出して記入すること。
- 4 D 欄については、C 欄の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額を記入すること。
- 5 F 欄については、D 欄、E 欄を比較して少ない額を記入すること。

(別紙4)

平成 年度地域交流室の運営に関する事業補助金精算内訳書

(単位：円)

区分	総事業費 A	補助対象経費支出済額 B
事務費支出		
修繕費		
業務委託費		
保守料		
事業費支出		
水道光熱費		
合 計		

(注)

- 1 A 欄については、施設における別表2の補助対象経費の総額を記入すること。
- 2 B 欄については、A 欄の額のうち地域交流室にかかる経費を記入すること。